

関係法令等抜き

平成29年8月1日現在

●消防法〔昭和23年法律第186号〕

(消防用設備等の設置・維持と特殊消防用設備等の適用除外)

- 第17条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならない。
- ② 市町村は、その地方の気候又は風土の特殊性により、前項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令又はこれに基づく命令の規定のみによっては防火の目的を充分に達し難いと認めるときは、条例で、同項の消防用設備等の技術上の基準に関して、当該政令又はこれに基づく命令の規定と異なる規定を設けることができる。
- ③ 第1項の防火対象物の関係者が、同項の政令若しくはこれに基づく命令又は前項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って設置し、及び維持しなければならない消防用設備等に代えて、特殊の消防用設備等その他の設備等（以下「特殊消防用設備等」という。）であって、当該消防用設備等と同等以上の性能を有し、かつ、当該関係者が総務省令で定めるところにより作成する特殊消防用設備等の設置及び維持に関する計画（以下「設備等設置維持計画」という。）に従って設置し、及び維持するものとして、総務大臣の認定を受けたものを用いる場合には、当該消防用設備等（それに代えて当該認定を受けた特殊消防用設備等が用いられるものに限る。）については、前2項の規定は、適用しない。

〔消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告〕

- 第17条の3の3 第17条第1項の防火対象物（政令で定めるものを除く。）の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等（第8条の2の2第1項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能）について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

〔消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置維持命令〕

- 第17条の4 消防長又は消防署長は、第17条第1項の防火対象物における消防用設備等が設備等技術基準に従って設置され、又は維持されていないと認めるときは、当該防火対象物の関係者が権原を有するものに対し、当該設備等技術基準に従ってこれを設置すべきこと、又はその維持のため必要な措置をなすべきことを命ずることができる。

②・③〔略〕

- 第41条 次のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

（1）～（4）〔略〕

（5）第17条の4第1項又は第2項の規定による命令に違反して消防用設備等又は特殊消防用設備等を設置しなかった者

（6）～（7）〔略〕

④〔略〕

- 第44条 次のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留に処する。

（1）～（10）〔略〕

（11）第8条の2の2第1項（第36条第1項において準用する場合を含む。）又は第17条の3の3の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

（12）第17条の4第1項又は第2項の規定による命令に違反して消防用設備等又は特殊消防用設備等の維持のため必要な措置をしなかった者

（13）～（23）〔略〕

〔罰則規定〕

- 第45条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に對して各本条の罰金刑を科する。

（1）〔略〕

（2）第41条第1項第3号又は第5号 3,000万円以下の罰金刑

（3）第39条の2の第1項若しくは第2項、第39条の3第1項若しくは第2項、

第41条第1項（同項第3号、第5号及び第7号を除く。）、第42条第1項（同項第7号及び第10号を除く。）、第43条第1項、第43条の4又は前条第1号、第3号、第11号、第12号若しくは第22号 各本条の罰金刑

●消防法施行令〔昭和36年政令第37号〕

（消防用設備等又は特殊消防用設備等について点検を要しない防火対象物等）

- 第36条 法第17条の3の3の消防用設備等又は特殊消防用設備等について点検を要しない防火対象物は、別表第1(20)項に掲げる防火対象物とする。

- 2 法第17条の3の3の消防用設備等又は特殊消防用設備等について消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検をさせなければならない防火対象物は、次に掲げる防火対象物とする。

（1）別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のもの

（2）別表第1(5)項、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで、(16)項ロ、(17)項及び(18)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のもののうち、消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認めて指定するもの

（3）前2号に掲げるもののほか、別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2段（当該階段が屋外に設けられ、又は総務省令で定める避難上有効な構造を有する場合にあっては、1段）以上設けられていないもの

●消防法施行規則〔昭和36年自治省令第6号〕

（消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告）

- 第31条の6 法第17条の3の3の規定による消防用設備等の点検は、種類及び点検内容に応じて、1年以内で消防庁長官が定める期間ごとに行うものとする。

- 2 法第17条の3の3の規定による特殊消防用設備等の点検は、第31条の3の2第6号の設備等設置維持計画に定める点検の期間ごとに行うものとする。

- 3 防火対象物の関係者は、前2項の規定により点検を行った結果を、維持台帳（第31条の3第1項及び第33条の18の届出に係る書類の写し、第31条の3第4項の検査済証、次項の報告書の写し、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事、整備等の経過一覧表その他消防用設備等又は特殊消防用設備等の維持管理に必要な書類を編製したものをいう。）に記録するとともに、次の各号に掲げる防火対象物の区分に従い、当該各号に定める期間ごとに消防長又は消防署長に報告しなければならない。ただし、特殊消防用設備等にあつては、第31条の3の2第6号の設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごとに報告するものとする。

（1）令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物 1年に1回

（2）令別表第1(5)項、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで、(16)項ロ、(17)項及び(18)項までに掲げる防火対象物 3年に1回

- 4 法第17条の3の3の規定による点検の方法及び点検の結果についての報告書の様式は、消防庁長官が定める。

- 5 法第17条の3の3の規定により消防設備上免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類は、消防庁長官が定める。

- 6 法第17条の3の3に規定する総務省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者で、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に際し、必要な知識及び技能を修得することができる講習であって、消防庁長官の登録を受けた法人（以下この条及び次条において「登録講習機関」という。）の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に際し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（次項及び次条第2項において「免状」という。）の交付を受けている者（次項及び次条第2項において「消防設備点検資格者」という。）とする。

（1）～（10）〔略〕

- 7 消防設備点検資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失ふものとする。

（1）成年被後見人又は被保佐人となったとき。

（2）禁錮以上の刑に処せられたとき。

（3）法に違反し、罰金の刑に処せられたとき。

（4）消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検を適正に行っていないことが判明したとき。

（5）資格、学歴、実務の経験等を偽ったことが判明したとき。

（6）消防庁長官が定める期間ごとに登録講習機関の講習を修了し、当該登録講習機関が発行する免状の交付を受けなかったとき。

●通知〔平成8年消防予第61号〕

消防用設備等点検済表示制度について

消防用設備等に係る点検済表示制度（以下「点検済表示制度」という。）については、財團法人日本消防設備安全センター（以下「安全センター」という。）の定める「消防用設備等点検済表示制度普及要綱」（以下「普及要綱」という。）により運用されてきたところである。

今般、安全センターにおいては、点検済表示制度の統一的な実施等を図ることを目的として、普及要綱の一部を改正し、別添のとおり「消防用設備等点検済表示制度推進要綱」（以下「推進要綱」という。）としたところである。

ついては、下記事項に留意のうえ、本制度の適正な運用について格段の配慮をされるとともに、貴管下市町村に對しても、よろしくその周知を図られたい。

記

- 1 防火対象物の関係者、点検実施者等に対し、消防設備士講習、消防設備点検資格者講習、防火管理士講習等の機会をとらえ、消防用設備等の適正な維持管理の徹底と併せて、点検済表示制度の適正な運用について周知を図ること。

- 2 点検済表示制度が活用される場合において、消防法に基づく消防用設備等の点検が適正に実施されていると認められるときは、次のような取扱いを行うことができるものであること。

ア 防火対象物の関係者からの消防用設備等の点検結果報告の事務手続の簡素化を行うこと。

具体的には、消防用設備等点検結果報告書に添付することとされている個々の消防用設備等の点検票に代えて、点検結果を記載した消防用設備等点検結果総括表（消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（昭和50年消防庁告示第3号。以下「告示」という。）別記様式第2）及び消防用設備等点検者一覧表（告示別記様式第3）の添付で足りるものとすること。

イ 防火対象物に対する立入検査時における消防用設備等に係る基準との適合の確認については、個々の消防用設備等の点検済表示の確認をもって代える等の簡素化を行うこと。なお、必要に応じて維持台帳及び点検票による確認を行うこと。

- 3 点検済表示制度の活用以外の方法で消防法に基づく適正な点検が実施されていると認められる防火対象物にあっても、2アに掲げる扱いを行うこととして差し支えないものであること。

4 〔略〕

別添〔略〕